

中国接客サービス業女性の労働過程と 権利保障に関する研究

SUN Shiyao

本論文は、中国において「カラオケ」と呼ばれる接客サービス業に従事する女性の労働過程と権利保障に関する実証的な研究である。

中国の現代サービス業は、4つの種類がある。その中で、③個人消費型サービス業は主に教育、医療、レストランなど、日常生活中、様々な個人消費と関連する産業である。接客サービス業もこの分類に所属する。

「水商売」「売春」などの風俗業も一種の接客サービス業ということである。けれど、日本や諸外国と違って、中国によると、接客サービスのなかでも風俗サービス業は正式な「仕事」とは認められていない、つまり非合法で、地下に潜った仕事である。

実際には、風俗業女性たちは様々な困難に直面している。例えば労働条件や労働環境の問題、客と店から受けるストレス、給料未払い、セクハラ問題、そして健康問題(心理的問題、身体的問題)と昼職復帰の困難などの問題である。さらに、法律の禁止により、いつも厳しく取締まられていると同時に、救済と社会保障はほぼないことや、世論の攻撃、周りの目線とメディアの批判など様々な困難に直面している。

そのために、本研究は、「カラオケ」(日本の「キャバクラ」に相当する店舗)で働いている女性の労働過程と彼女らが直面している困難を主題とする。聞き取り調査を通じて、彼女らの労働過程を明確化し、彼女らの権利保障と労働過程の課題点を発見して、管理方法と困難の解決策を探る。

まず、中国風俗サービス業には主に以下三つの種類があると思われる。有料同伴サービスを提供する店舗(水商売)、店舗型売春、と無店舗型売春(デリヘル、ストリートガールズなど)。中国では一般カラオケと水商売を提供するカラオケの2種がある。この中で、研究対象としての「水商売を提

「提供するカラオケ」は第1種に所属する。

筆者は中国A市のカラオケで働いている接客サービス女性およそ11人(インタビュー)、所属するカラオケ合計7軒を対象として、聞き取り調査を行う。中国語では、カラオケで水商売に従事する女性に対する呼び方は「お姫様」である。故に論文の中で、有料同伴サービス(水商売サービス)を提供する女性店員は「お姫様」と呼ぶ。

調査時間は、2019年8月に2人を調査し、2020年10月から11月にわたって、9人を調査した。中国のSNSアプリ「WECHAT」を使ってインタビュー調査を行った。

11人の対象者に聞き取り調査を行って、11人の従業理由(経由、職歴含む)、仕事内容(収入明細、店内環境)、そして彼女らの個人意識(仕事に対する態度、将来の計画)三つの方面について話して、彼女らの直面する困難を整理分析する。

まず、11人の中の大部分は学歴が低い、農村部出身、離婚または未婚者である。そして彼女らは全員前職を持つ、前職の種類も工場の仕事または接待サービス業のような、収入の低い職である。従業理由について、様々な理由があるが、金銭の理由が多い、従業経由も他人の紹介を通してこの業者に入る状況が多い。

直面する困難を整理すると、主に2種類の困難を直面する。一つ目は工作中的の困難、例えば、客のセクハラ行為が多い、そして店内の厳しい罰金システム(不明確な罰金事項も含む)、毎月の最低限売上額の規定、管理層に怒られる、労働保障がないなど。もう一つは生活中的の困難、一番重要なのは「仕事の非合法」、法律的禁止によって、お姫様の仕事は正式の仕事と認められない、故に税金も納付しない、労働保障もない、更に、一般社員のような会社側納付の各種の保険金と積立金がないので、医療費用も高いし、住宅ローンも申請できない。それ以外、彼女らの工作中的のストレスや将来の不安によっての心理的健康問題、アルコール中毒などの身体的健康問題もある。最後、彼女らの学歴が低いなどの原因で、昼職復帰は困難、そして周りの目線は厳しい。

彼女らの意見を聞き取ると、11人の中で、8人は合法化を賛成する、しかし、8人中の7人は、「水商売」の合法化を賛成し、「売春」の合法化を反対する。

第四章の考察について、まず、鈴木和雄の接客サービス労働過程論を理論基盤として、風俗業従業女性(お姫様)の労働過程を分析し、「カラオケお姫様の仕事過程と内容は、一種接客サービ

ス労働である」と確認できる。次は、困難の解決策、筆者はいくつかの解決策を提出した。例えば、昼職復帰したい人にとって、政府方から無料職業技能教育センターを設立、労働法の保障、NPONGO 組織の介入などである。

最後に、筆者は風俗業の否定的側面(悪影響)と肯定的側面の両方を論じて、前章の調査対象の意見、世界各国の法律を参考として、合法化について、自分の考えを提出した。

中国の風俗業は元々「完全禁止できない」産業である。逆に、非合法であるからこそ、地下風俗業が大量に出る、管理混乱な状況になった。故に研究対象を所属する水商売業に対する合法化を賛成する同時に、「買春者に対して、今よりもっと厳しい処罰手段を制定し、同時に、売春者に対する処罰を免除するべき」というような「売春業」に対する管理策を提出した。